

平成30年度

学童保育事業(マーシーくらぶ)

利用のしおり(運営規程)



増毛町

学童保育の目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し授業の終了後に、適切な遊びの場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。

学童保育の役割

学童保育は、父子・母子家庭及び共稼ぎ家庭の小学生の毎日の放課後（学校休業中は一日）の生活を守る施設です。また、子どもが学童保育を利用して安心して生活できることにより、親の働く権利と家庭での生活を守る施設です。

【子どもが遊ぶ場所の提供を目的とした事業ではありません。】

【子どもの学習支援を目的とした事業ではありません。】

学童保育の基本方針

- 1、 学校生活の延長ではなく、家庭的な雰囲気の中で児童を保育し、基本的な生活習慣を正しく身につけるようにします。
- 2、 同学年、異学年や大人との共同生活や遊びを通して、仲よくする協力する心、ルールを守る心、人を思いやる心、進んで人と触れ合おうとする心を育てます。
- 3、 児童の個性と意思を尊重し、学んだり遊んだりするのにふさわしい環境をつくるように努め、自由に楽しく活動できる場にします。

学童保育の保育にあたって

- 1、 元気にあいさつができ、後片付けがきちんとでき、約束や決まり事を守れるよう指導します。
- 2、 子どもたちの自主性、創造性を大切に指導します。
- 3、 学習習慣を身に付けるため、宿題を中心とした学習時間を設けますが、学習の内容は子どもたちの意志を尊重します。全日保育の場合は、午前中に学習時間を設けます。
- 4、 学習時間、おやつ以外は、子どもたちの意思を尊重した自由な活動時間とします。
- 5、 子ども同士や放課後児童支援員などの大人との関わりを大切にし、お互いに協力し合って仲よく遊べるように指導するとともに、人との触れ合いの中で、多くのことを学べるように手助けをします。
- 6、 社会教育活動やスポーツ少年団などの活動には、学童保育から参加できるようにして、子どもたちの活動範囲を広げることに協力します。
- 7、 子どもたちの希望により、体育館・元陣屋などの施設を利用した活動や、屋外活動を行います。
- 8、 子どもたちの希望により、おやつ作りやハイキングなどの行事を行います。

学童保育の職員

学童保育には、放課後児童支援員及び補助員を常時2名以上配置します。

児童支援員及び補助員は、保育士、幼稚園教諭、学校教員免許を有する者又はこれに準ずる資格を有する者としてします。

放課後児童支援員（補助員）の配置（30年度予定）		
	通常の放課後 13：30～18：00 学校休業日等 8：30～18：00	通常の放課後 14：30～17：30 学校休業日等 8：30～18：00
月～金	吉田理香	大文字ちえみ・村上理恵子 佐藤多希子・高橋恵子が交代で勤務（予定）します。
土	児童支援員及び補助員が交代で勤務します。	

* 児童支援員の都合により変更になる場合があります。

（指導員から児童支援員に名称が変わりましたが、業務内容は同じです）

学童保育の対象児童

増毛町内の小学校に通学する、下記の児童が利用できます。

- （1）保護者が労働等により昼間保育ができない児童
- （2）保護者が病気あるいは家族の介護等で昼間保育ができない児童
- （3）町長が特に必要と認める児童

学童保育の実施場所

増毛町文化センター 2階 大会議室

学童保育の保育時間及び休業日

時 間

月曜日～金曜日	午後1時30分～午後6時
土曜日	5月～12月 午前8時30分～午後6時 1月～4月 午前8時30分～正午
春、夏、冬休み	午前8時30分～午後6時
学校の振替休日など	午前8時30分～午後6時
学校の臨時休業日	午前8時30分～午後6時
集団下校となった日	集団下校の時間～午後6時

終了時間前であっても、利用児童が全員帰宅した場合は業務を終了します。

終了時間は午後6時ですが、子どもたちのため早め目に来て下さい。

保護者の都合で、午後6時までに迎えに来ることができない場合は、必ず事前連絡して下さい。

休業日

日曜、祝日

年末 年始

12月28日から1月6日

お盆

8月13日から15日

増毛祭り

7月13日

学校事業がある土曜日など

保育料

保育料は、無料です。

ただし、児童一人につき、おやつ・行事代として月2,000円、教材等費として月500円、合計2,500円を集めます。

傷害保険・賠償責任保険について

学童保育では、利用児童全員がスポーツ安全保険(加入区分A1・掛け金800円は町負担)に加入します。支援員も加入しています(加入区分A2)。

スポーツ安全保険は、傷害保険と賠償責任保険などがセットになっており学童保育事業の管理下で起きた事故が対象になります。

詳しいことは児童支援員にお尋ね下さい。

利用の申込み等

学童保育の利用を希望する保護者は、役場福祉厚生課または児童支援員に「利用申込書・就労証明等」「町税滞納確認同意書」を提出して下さい。

4月1日から保育を希望する方は、3月16日(金)までに申込み下さい(町広報でお知らせします)。その後は、随時受け付けしますが、利用決定までに数日かかります。

学童保育の利用を取りやめる場合は、児童支援員に連絡してください。

利用の停止

次の場合、利用を停止することがありますのでご了承下さい。

- (1) 特別の事由で、施設での受託能力が無くなったとき。
- (2) 増毛町放課後児童健全育成事業実施要綱に定める事項に違反したとき。
- (3) 指導上又は、管理上の指示に従わないとき。

相談・苦情の受付

学童保育の保育に係る相談及び苦情は、福祉厚生課民生係までご連絡下さい。

(電話53-3111)

体調不良時等の対応

体調不良で学校を休んだ時及び朝から体調が悪い時は、学童保育の利用はできません。

学童保育利用中にけがをした場合は応急処置をいたします。体調不良（38度以上の発熱）やけがなどで、速やかな対応が必要な場合は保護者に連絡します。保護者として、連絡を受けた場合はすぐに対処できるよう、あらかじめ家族で話し合ってください。

学童保育では、支援員が投薬管理をしません。

感染症

学校保健安全規則に定める感染症にかかった場合及び出席停止になった場合は、利用はできません。

学校が感染症の流行で閉鎖になった場合は、該当する児童は利用できません。

感染症の判断は、学校保健法の規定に従います。

緊急時の対応

災害時には文化センターが避難場所に指定されていますので、基本的には避難しません。ただし、避難勧告が出た場合で文化センターも被災した時は、旧増毛小学校グラウンドに避難します。

緊急時に備えて、定期的に避難訓練を行います。

用意するもの

カップ、皿は、おやつに使います。必ず名前を書いてください。

- * 着替え、下着等は必要な人のみ用意してください。ロッカーに預かります
- * 上履きは通常の活動では必要ありません。体育館で遊ぶときに持たせてください。

送迎等

学童保育の送迎は、保護者の責任において行うことを基本としています。

学童保育から子どもだけで帰宅する場合は、児童の帰宅時間（愛の鐘時間）に帰宅できるように、文化センターを退出させます。

集団下校となった場合は、必ず保護者が迎えに来てください。

お願い

月末に、翌月の活動予定表を配ります。予定を記入して支援員に渡して下さい。
予定が変更になる場合は、支援員に連絡して下さい。

病気などで予定が変更になる場合は、支援員に連絡してください。

学童保育から少年団活動や習い事に行くことはできますが、行き先と時間を事前に連絡して下さい。

全日保育の場合は、できるだけお弁当とお茶などを持たせてください。

文化センターのロビー・廊下では絶対に騒がないなど、施設利用のマナーを守りましょう。

支援員が来る前に文化センターに来たときは、静かに学童保育の部屋で待ちましょう。

テレビゲーム・携帯ゲームなどは持ち込み（利用）禁止です。

1日の暮らし

平日

下	校	うがい、手洗い	
		自習、読書、遊び	(自由活動)
15:00		手洗い、おやつ、後片付け	(設定活動)
		自習、読書、遊び	(自由活動)
18:00		帰宅準備、帰宅	

夏・冬・春休み、土曜日（全日）、学校休業日

8:30		うがい、手洗い	
		自習、読書、遊び	(自由活動)
10:00		学習（休みの宿題など）	(設定活動)
		自習、読書、遊び	(自由活動)
11:00		自習、読書、遊び	(自由活動)
		手洗い、昼食、後片付け	(設定活動)
12:00		自習、読書、遊び	(自由活動)
		自習、読書、遊び	(自由活動)
15:00		手洗い、おやつ、後片付け	(設定活動)
		自習、読書、遊び	(自由活動)
18:00		帰宅準備、帰宅	

土曜日（半日）

8:30		うがい、手洗い	
		自習、読書、遊び	(自由活動)
12:00		帰宅準備、帰宅	

* 学童保育は、保護者が仕事などで家庭にいない場合等に利用できる施設です。
仕事が休みのときなどは、家庭での保育をお願いします。

***連絡先 増毛町文化センター 53-2427**

* 申込み・相談・苦情及び質問 増毛町役場福祉厚生課民生係 53-3111